茨木市地域自治組織結成等支援交付金

手　引　書

茨木市　共創文化部

地域コミュニティ課

次なる
茨木へ。

茨木には、次がある。

１　目的等

　この交付金は、茨木市地域コミュニティ基本指針に掲げております「地域自治組織」の結成に向けた取り組みや初動期(登録３年以内)の活動を支援し、地域が一体となったまちづくりを進め、地域自治の進展を図っていただくために交付するものです。

２　申請の要件等

対象団体

① 茨木市地域自治組織の登録に関する要綱に登録されている団体

② 上記地域自治組織の結成に向けた準備を行うもの（各種地域組織の連合体に限る）

　　※より多くの地域組織が参加した地域自治組織結成準備委員会等

対象事業

① 地域自治についての研修等に関する事業

② 地域自治組織がその活動を活性化させる事業

③ 地域自治組織の結成に向け、地域住民が取り組む事業

④ 地域情報の発信又は共有に関する事業

⑤ 地域課題の解決に向けた事業

⑥ その他特に市長が必要と認める事業

⑦ 当該校区内において、市から他の補助金を受けて実施されている同一内容の事業でないこと

⑧ 当該年度内に実施する事業

　※上記①～⑥のいずれかの事業であって、かつ、⑦⑧の要件を満たす事業

　※すでに実施されている校区でのふるさとまつり、地区レクリエーション大会、文化展などの事業は対象になりません。

　※同じ校区での交付は２か年を限度とします。

３　事例

① これまで、それぞれの地域組織が独自に発行していた「情報誌」を一元化し、地域情報を網羅した「地域情報誌」の発行

　※これまで、公民館区事業実施委員会に対して、交付していた「館報発行」の補助金は合算していただいてかまいません。ただし、余剰金が出ないようにしてください。また、校区の情報を網羅したものに限ります。(「館報発行」の補助金を合算する場合、「公民館事業」を掲載しなければ、当該補助金に返還を求められることがあります。)

② 地域情報を網羅したホームページの作成
※年度内の費用のみ対象となります。
③ その他地域組織が協働して行う地域課題解決に向けての諸事業
※要援護者マップの作成、地域カルテの作成、ラウンドテーブルの開催など

4　交付金額、補助率、予算総額

交付金額	補助率
３０万円（上限額）	１００％

※事業に対する交付金ですので、一律、３０万円を交付し、自由に使っていただくものではありません。
※予算に限りがありますので、申請いただいた全ての校区に交付できるものではありません。

5　対象となる経費

費　　目	種　　類
報償金	講師、専門的立場の方、出演者への謝礼など
旅費	講師、専門的立場の方、出演者の旅費
消耗品費	材料、事務用品その他の消耗品にかかる経費
印刷製本費	チラシ、冊子、資料などの印刷や製本にかかる経費
通信運搬費	郵便、宅配、電話料金等にかかる経費
手数料	振込手数料など
保険料	スタッフボランティア保険、行事保険などにかかる経費
使用料	会場借上、機器レンタルなどにかかる経費
備品費	地域自治組織の運営に必要な備品（パソコン・プリンター他）
その他	その他事業実施に直接必要な経費で市長が特に認めるもの

※ただし、次のような経費は対象外経費となります。

交際費
慶弔費
食料費（事業実施に必要不可欠なものは除く）
団体事務所の家賃等、団体の経常的な活動に要する経費
商品券等の金券の購入費

他の事業との共通する経費
領収書等により団体の支払いが確認できないもの
その他社会通念上公費を支出することが適切でないものなど

6　会計の透明性

会計の透明性の確保

・当該交付金については、できる限り地域の方にわかりやすい形で、透明性を確保するように努めてください。

7　公開について

提出された交付金に関する申請・実績報告書類は、市において、情報公開の対象（個人情報を除く)となります。

8　申請書等の提出

提出場所

茨木市役所本館２階　共創文化部　地域コミュニティ課（平日の８：４５～１７：１５）

9　事務手続きの流れ

１　申請期限までに「茨木市地域自治組織結成等支援交付金交付申請書（様式第１号)」提出してください。

〇添付書類　①事業団体の概要調書
　　②事業計画書
　　③事業収支予算書（申請事業分）

※事前にご相談があれば、スムーズな申請となりますので、可能な限りご相談にお越しください。

２　申請書等を審査し、事業が制度の趣旨に合致しているか、事業計画が具体的かなどを市が判断し、予算の範囲内で交付の可否を決定します。

３　「茨木市地域自治組織結成等支援交付金交付決定通知書（様式第２号)」により申請者に通知しますので、その後、事業を開始してください。

※概算払いを希望する場合は、「茨木市地域自治組織結成等支援交付金概算払交付請求書（様式第５号)」を提出し、交付金を請求してください。原則、申請金額と請求金額は同額です。

４　事業終了後、すみやかに「茨木市地域自治組織結成等支援交付金実績報告書（様式第８号)」を提出してください。

〇添付書類　①事業報告書
②事業収支決算書（申請事業分）
③支出した経費の領収書（原本）
※確認し、コピーのうえお返しします。
④事業を実施した証憑物（写真、発行物、チラシなど）

５　実績報告書等を審査し、交付する交付金の金額を確定します。確定した金額を「茨木市地域自治組織結成等支援交付金確定通知書（様式第９号）により申請者に通知しますので、「茨木市地域自治組織結成等支援交付金交付請求書（様式第４号）を提出し、交付金を請求してください。

６　請求書受理後、概ね３週間程度で、ご指定の口座に交付金をお振込みします。

※概算払を受けた地域は、金額確定後に精算処理が発生します。

※様式等については、市のホームページ（地域コミュニティ課のページ）に掲出しておりますのでご利用ください。

-問合先-

茨木市　共創文化部　地域コミュニティ課
地域活動グループ

〒567-8505　茨木市駅前三丁目８番１３号
電話:072-620-1604　FAX:072-620-1715
E-mail:community@city.ibaraki.lg.jp

令和８年４月　改訂